解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年五月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月八日

岡山県倉敷市玉島中央町三丁目一〇番一八号

財団法人文苑文化協会

代表清算人　大野　迪男

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年四月一日存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年五月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月八日

仙台市泉区虹の丘一丁目一八番地の二学校法人三島学園内

財団法人奨学香風会

代表清算人　菅　福彦

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年五月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月八日

仙台市青葉区堤町三丁目一二番一六号高橋ビル二〇五号

社団法人宮城県歯科技工士会

代表清算人　佐藤　誠

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年三月十二日開催の理事会及び臨時総会の議決を経て、同年三月二十二日に経済産業大臣の許可を受け、同年三月三十一日に解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月八日

東京都港区虎ノ門一丁目五番一六号

社団法人産業と環境の会

代表清算人　斎藤千佳子

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年三月二十八日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年五月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月八日

横浜市中区山下町一番地株式会社清光社内

特定非営利活動法人クリーンサポート清流

代表清算人　鈴木　真

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により平成二十四年四月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月八日

島根県松江市西川津町三四〇五番地五

財団法人松江市国際交流協会

代表清算人　松浦　正敬

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県米沢市林泉寺三丁目一四番、最後の住所福島県福島市南沢又字上原一番地福島刑務所職員宿舎G棟二〇七号

被相続人　亡　佐々木教雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月八日

福島県福島市新町五番一一号リエス福島新町二階

相続財産管理人　弁護士　槇　裕康

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県足利市通二丁目三番地一四、最後の住所栃木県栃木市田村町九二八番地悦山荘

被相続人　亡　本浦　克司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月八日

栃木県足利市助戸仲町八二二番地七

相続財産管理人　小暮　裕之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県船橋市薬円台三丁目一番、最後の住所千葉県船橋市薬円台三丁目一番九号

被相続人　亡　坂川　征三

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月八日

千葉県市川市市川南一―九―二三京葉住設市川ビル五階弁護士法人リバーシティ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　梅村陽一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県厚木市妻田北一丁目一四四七番地一、最後の住所神奈川県愛甲郡清川村煤ヶ谷一〇一番地の四〇

被相続人　亡　秋山　末靖

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月八日

神奈川県厚木市中町二丁目一番一五号米新ビル六階

相続財産管理人　弁護士　中野　新

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県平塚市片岡三八六番地四、最後の住所神奈川県平塚市宮松町一一番二六―八〇二号コスモ平塚

被相続人　亡　長田　啓介

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月八日

神奈川県秦野市本町一―一―三　小椋ビル二階

井上文男法律事務所

相続財産管理人　弁護士　井上　文男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市上京区一条通千本東入下る東西俵屋町六五九番地、最後の住所京都市北区衣笠大祓一五番地一

イーグルコート衣笠平野道二一一

被相続人　亡　長谷川大祐

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月八日

京都市中京区河原町通二条西入　宮崎ビル二階

中村利雄法律事務所

相続財産管理人　弁護士　平尾　嘉晃

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県善通寺市木徳町六八四番地、最後の住所京都市左京区田中里ノ内町七六番、七七番合地

被相続人　亡　藤田耕次郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月八日

京都市中京区河原町通二条西入　宮崎ビル二階

中村利雄法律事務所

相続財産管理人　弁護士　平尾　嘉晃

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市伏見区深草平田町一八番地の五三、最後の住所京都市伏見区桃山町伊賀三番地一〇

被相続人　亡　小林　正弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月八日

京都市中京区三条通新町西入釜座町八―一Ｆ

相続財産管理人　司法書士　加瀬　年男